



## 地球温暖化対策基本法案の閣議決定について (お知らせ)

平成 22 年 10 月 8 日 (金)

環境省地球環境局 総務課低炭素社会推進室  
地球温暖化対策課

代表 : 03-3581-3351

直通 : 03-5521-8244

地球温暖化対策課長 : 高橋 康夫 (6770)

低炭素社会推進室長 : 土居 健太郎 (6950)

室長補佐 : 星野 裕樹 (6727)

担 当 : 今井 亮介 (6043)

地球温暖化対策基本法案が、第 176 回臨時国会への提出のため、本日 10 月 8 日 (金) に閣議決定されましたので、お知らせいたします。

### 1. 趣旨

地球温暖化問題に対処するため、我が国は、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際的な枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提に、温室効果ガスの排出量を 2020 年までに 25%削減することを目指すことを表明している。また、我が国は、更に長期的な観点から 2050 年までに 80%削減することを明らかにしているところである。

これらの中長期目標を達成するためには、あらゆる政策を総動員することが必要であり、総動員される政策を体系的に明らかにすることが重要である。さらに、2013 年以降の次期枠組みづくりのための国際交渉に向け、我が国の地球温暖化対策の基本的な方向性を法律として明示することも重要である。

このような状況を踏まえ、地球温暖化対策に関し、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出の量の削減に関する中長期的な目標を設定し、地球温暖化対策の基本となる事項を定める「地球温暖化対策基本法案」を本年 3 月 12 日に閣議決定し、第 174 回通常国会に提出したところであるが、通常国会の会期終了とともに審議未了のため廃案となった。

今般、同法案を再度閣議決定し、第 176 回臨時国会へ提出するものである。

### 2. 地球温暖化対策基本法案の概要

#### (1) 基本原則

地球温暖化対策として、次の原則を定める。

- ・新たな生活様式の確立等を通じて、豊かな国民生活と経済の持続的な成長を実現しつつ、温室効果ガスの排出の量を削減し、吸収作用を保全・強化することができる社会を構築すること。
- ・国際的協調の下に積極的に推進すること。
- ・地球温暖化の防止等に資する研究開発・成果の普及が図られるようにすること。
- ・地球温暖化の防止等に資する産業の発展及び就業の機会の増大、雇用の安定化が図られるようにすること。
- ・生物の多様性の保全、防災、食料の安定供給の確保、エネルギーに関する施策等に関する施策との連携を図ること。
- ・経済活動・国民生活に及ぼす効果・影響についての理解を得ること。 等

## (2) 責務

国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を定める。

## (3) 温室効果ガスの排出の量の削減に関する中長期的な目標

温室効果ガスの排出量について、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際的な枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提として、2020年までに1990年比で25%削減する。また、2050年までに1990年比で80%を削減する。

再生可能エネルギーの供給量について、2020年までに一次エネルギー供給量に占める割合を10%に達するようにする。

## (4) 地球温暖化対策の基本となる事項

### ①基本計画

地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を策定する。

### ②基本的施策

国内排出量取引制度の創設、地球温暖化対策のための税の検討その他の税制全体の見直し、再生可能エネルギーに係る全量固定価格買取制度の創設という主要な3つの制度の構築に加え、原子力に係る施策、エネルギーの使用の合理化の促進、交通に係る施策、革新的な技術開発の促進、教育及び学習の振興、自発的な活動の促進、地域社会の形成に当たっての施策、吸収作用の保全・強化、地球温暖化への適応、国際的協調のための施策等について定める。

## (5) 施行期日

公布の日から施行する。ただし、(3)のうち中期目標については、政令で定める日から施行する。

# 地球温暖化対策基本法案の概要

## 法律の必要性

- 地球温暖化対策を推進するため、中長期的な排出削減目標を設定し、あらゆる政策を総動員することを明らかにする必要がある。

## 法案の概要

### 目的

- 地球温暖化の防止及び地球温暖化への適応が人類共通の課題であり、国際的枠組みの下で取り組むことが重要であることにかんがみ、温室効果ガスができる限り排出されない社会を実現するため、経済の成長、雇用の安定及びエネルギーの安定的な供給の確保を図りつつ地球温暖化対策を推進し、地球環境の保全並びに現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与

### 基本原則

- 地球温暖化対策として以下の原則を規定
  - 新たな生活様式の確立等を通じて、経済の持続的な成長を実現しつつ、温室効果ガスの排出削減ができる社会を構築
  - 国際的協調の下の積極的な推進
  - 地球温暖化の防止等に資する産業の発展及び就業の機会の増大、雇用の安定
  - エネルギーに関する施策との連携、エネルギーの安定的な供給の確保
  - 経済活動・国民生活に及ぼす効果・影響についての理解を得る

### 中長期目標

- 温室効果ガス削減目標：公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築や意欲的な目標の合意を前提として、2020年までに25%を削減。また、2050年までに80%を削減(いずれも1990年比)
- 一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を10%(2020年)とする。

### 基本計画

- 地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を策定

### 基本的施策

#### 《地球温暖化対策のうち特に重要な具体的施策》

- 国内排出量取引制度の創設(法制上の措置について、施行後1年以内を目途に成案を得る)
- 地球温暖化対策のための税の平成23年度からの実施に向けた検討その他の税制全体のグリーン化
- 再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度の創設その他の再生可能エネルギーの利用の促進

#### 《日々の暮らし》

- 機械器具・建築物等の省エネの促進
- 自発的な活動の促進
- 教育及び学習の振興
- 排出量情報等の公表

#### 《国際協調等》

- 国際的連携の確保、国際協力の推進

#### 《地域づくり》

- 都市機能の集積等による地域社会の形成に係る施策
- 自動車の適正使用等による交通に係る排出抑制
- 森林の整備、緑化の推進等温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化
- 地方公共団体に対する必要な措置

#### 《ものづくり》

- 革新的な技術開発の促進
- 機械器具・建築物等の省エネの促進
- 温室効果ガスの排出の量がより少ないエネルギーへの転換、化石燃料の有効利用の促進
- 地球温暖化の防止等に資する新たな事業の創出

#### ➤ 原子力に係る施策

- 地球温暖化への適応

等